

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		小集落改良住宅増築等の承認
根拠法令等及び条項		栃木市小集落改良住宅条例施行規則第19条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市小集落改良住宅条例施行規則第19条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市小集落改良住宅条例施行規則抜粋 (増築等)</p> <p>第19条 入居者は、改良住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは住宅敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たり入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。</p> <p>3 市長は、次の要件を満たす場合に限り、第1項ただし書の承認を行うものとする。</p> <p>(1) 増築は、物置、垣へいその他やむを得ないと認められるもの</p> <p>(2) 模様替その他の工作は、住宅を損傷しない程度のもので必要やむを得ないと認められるもの</p> <p>(3) 近隣の居住者等に特に支障を与えるおそれがないと認められるもの</p>	